



発行 新潟県
 号外 2
 平成25年 7月 4日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

選挙管理委員会告示

- 44 参議院新潟県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額（選挙管理委員会）
- 45 直接請求を行う場合に必要選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第44号

平成25年 7月 21日執行の参議院新潟県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者 1人につき次のとおりである。

平成25年 7月 4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

43,249,600円

◎新潟県選挙管理委員会告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成25年 7月 4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
 - 39,100
- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
 - 344,370
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	21,058
新潟市東区	38,193
新潟市中央区	49,105
新潟市江南区	18,957
新潟市秋葉区	21,516
新潟市南区	12,888
新潟市西区	43,209
新潟市西蒲区	16,861

長岡市三島郡	78,529
上越市	55,328
三条市	28,343
柏崎市刈羽郡	26,239
新発田市北蒲原郡	31,955
小千谷市	10,589
加茂市南蒲原郡	11,936
十日町市中魚沼郡	19,325
見附市	11,681
村上市岩船郡	20,421
燕市西蒲原郡	25,064
糸魚川市	13,149
妙高市	9,825
五泉市東蒲原郡	19,032
阿賀野市	12,553
佐渡市	17,407
魚沼市	11,074
南魚沼市南魚沼郡	18,690
胎内市	8,733